

- 1 障害のある方についての利用料金の割引について
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がプールやトレーニングルームを利用される場合は、利用料金の2分の1を減額します。
 - (2) 介護する方がいる場合で次の条件を満たす場合は、介護の方(1人)の利用料金は全額免除となります。
 - ア 身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第一種と記入されている身体障害者の介護者
 - イ 知的障害者の介護者
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳に記入されている障害等級が1級である精神障害者の介護者
 - (3) 割引手続き 利用の際、手帳を受付に提示してください。

- 2 障害者団体についての利用料金の割引について
 - (1) 障害者団体が、屋内プールを専用利用される場合や会議室を利用される場合は、利用料金の2分の1を減額します。
 - (2) 「障害者団体」とは、次のいずれかに該当し、減免団体登録証を受けた団体を言います。
 - ① 障害者若しくは発達障害者又は障害者及び発達障害者の支援を行う者を主な構成員とし、障害者及び発達障害者の福祉の増進のために活動している団体。
 - ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条に規定する障害者福祉サービス業を行う事業所、障害者支援施設、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2に規定する障害児通所支援事業を行う事業所、同法第7条に規定する障害児入所支援を行う施設。
 - ③ 障害者及び発達障害者並びにその家族が構成員の半数以上を占め、障害者及び発達障害者の福祉の増進のために活動している団体。
 - (3) 割引手続き 予約の際、減免団体登録証の交付を受けた団体は、当該登録証を提示して下さい。

秋葉山公園県民水泳場
TEL 073-445-7300
FAX 073-445-7730